

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	福祉医療費に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、福祉医療費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

本巢市長

公表日

令和8年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費に関する事務
②事務の概要	<p>岐阜県福祉医療費助成制度及び本巣市福祉医療費に関する条例に基づき、対象者に対して、医療費給付事務を行っている。</p> <p>事務の実施に際し、特定個人情報ファイルを以下の場合に使用する。</p> <p>①福祉医療費受給資格者の資格管理に関すること。</p> <p>②福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関すること。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	総合行政情報システム、国保総合システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者福祉医療システムファイル、乳幼児福祉医療システムファイル、ひとり親福祉医療システムファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第2項、第19条第6号・本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項・本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第1第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第9号・本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項・本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第2 1の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民部市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巣市 市民部 市民課 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-7750

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巢市 市民部 市民課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7750
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力作業においては、必ず複数人で確認を行い、入力ミスがないようにする。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証やID、パスワードによるユーザー認証によって限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとに更新することでアクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限の無い者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	市民環境部市民課長 坪内 重正	市民環境部市民課長 林 美好	事後	
平成28年9月1日	II しきい値判断項目-1.対象人数-評価対象の事務の対象人数は何人か-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	II しきい値判断項目-2.取扱者数-特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	I 関連情報-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	総合行政情報システム、国保総合システム	総合行政情報システム、国保総合システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成28年9月1日	I 関連情報-2特定個人情報ファイル名	重度心身障害者福祉医療システムファイル、乳幼児福祉医療システムファイル、ひとり親福祉医療システムファイル	重度心身障害者福祉医療システムファイル、乳幼児福祉医療システムファイル、ひとり親福祉医療システムファイル、統合宛名ファイル	事後	
平成28年9月1日	I 関連情報-3個人番号の利用-法令上の根拠	・番号法第9条第2項	・番号法第9条第2項 ・本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 ・本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第1第1項	事後	
平成28年9月1日	I 関連情報-4情報ネットワークシステムによる情報連携-①実施の有無	未定	実施する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I 関連情報-4情報ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第8項	・番号法第19条第8項 ・本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 ・本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第2第1項	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	市民環境部市民課長 林 美好	市民環境部市民課長 加藤 健二	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	市民環境部市民課長 加藤 健二	市民環境部市民課長	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年5月28日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市 市民環境部 市民課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7750	事後	
令和2年5月28日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市 市民環境部 市民課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7750	事後	
令和2年5月28日	II-1.いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年5月21日時点	事後	
令和2年5月28日	II-1.いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年5月21日時点	事後	
令和4年6月22日	I-4.②法令上の根拠	番号法第19条第8項	番号法第19条第9号	事後	
令和6年8月9日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-①部署	市民環境部市民課	市民部市民課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	市民環境部市民課長	市民部市民課長	事後	
令和6年8月9日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巢市 市民環境部 市民課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7750	本巢市 市民部 市民課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7750	事後	
令和6年8月9日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市 市民環境部 市民課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7750	本巢市 市民部 市民課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7750	事後	
令和7年3月27日	II-1.いつ時点の計数か	令和2年5月21日時点	令和7年3月27日時点	事後	
令和7年3月27日	II-1.いつ時点の計数か	令和2年5月21日時点	令和7年3月27日時点	事後	
令和8年3月27日	II-1.いつ時点の計数か	令和7年3月27日時点	令和8年2月28日時点	事後	
令和8年3月27日	II-1.いつ時点の計数か	令和7年3月27日時点	令和8年2月28日時点	事後	
令和8年6月19日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	事務の概要に「Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務」に関わる記載を追加	事後	
令和8年6月19日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	システムの名称に「Public Medical Hub(PMH)」を追加	事後	
令和8年6月19日	I-3 個人番号の利用	—	「第19条第6号」を追加	事後	